

農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件等の見直し

農地を所有できる法人について、法人が6次産業化等を図り経営を発展させやすくする観点から要件を見直すとともに、農地を所有できる法人の要件であることを明確にするため、農地法上の法人の呼称を変更。

